

京 都 府

第1号議案 小型いかつり漁業の制限措置等について
(諮問)

【理由】

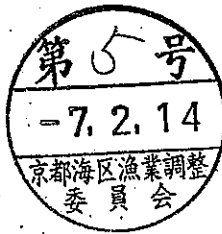
京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議
をお願いします。

【添付資料】

資料1-1 諮問文(写)

資料1-2 【別紙】(制限措置等)

7漁調委



7 水事第 79 号
令和 7 年 2 月 14 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型いかつり漁業の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条により読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和 7 年 3 月 10 日から令和 7 年 4 月 9 日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：

【京都府内の漁船】令和 7 年 5 月 10 日から令和 12 年 5 月 9 日までとする。

【京都府外の漁船】令和 7 年 5 月 10 日から令和 8 年 5 月 9 日までとする。

担 当	水産事務所漁政課 漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条 件
	<p>3隻 (許可上限(5隻)から令和7年1月31日現在有効な許可件数2隻を除いた数:5隻-2隻=3隻)</p>	<p>5トン以上 30トン未満</p>	<p>京都府神合海面</p>	<p>周年</p>	<p>京都府内に住所を有する者</p>	<p>なし</p>
<p>4 5 1 型いかづり漁業</p>	<p>20隻 (単年許可、継続の扱いなし)</p>	<p>5トン以上 15トン未満</p>	<p>京都府神合海面</p>	<p>5月10日から10月15日まで</p>	<p>福井県小型いかづり漁業者と京都府漁業者とが締結した協定に基づく申請者</p>	<p>1 次の海域において操業してはならない。 (1) 京丹後市経ヶ岬突端正北の線(東の経ヶ岬突端と舞鶴市中ノ馬北端を見通した線)から沖合6海里以内の海域 (2) 経ヶ岬突端正北の線以西の距岸6海里以内の海域 2 操業海域において使用する集魚灯の数は次のとおりとする。 (1) 経ヶ岬突端正北の線以東の海域 ア 北緯35度54.19分の線以南の海域においては、3km以内の電球12個以内 イ 北緯35度54.19分の線を超えいかづり漁業操業禁止線(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)の別表第4のいかづり漁業の項の1の口の(8)の点と(9)の点を結んだ線)をいう。 エ 以下のいかづり漁業の項の1の口の(8)の点と(9)の点を結んだ線は、船体若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならない。 (※様式 縦17cm以上、横80cm以上、10cm角以上、太さ1cm以上で、白地に黒色で許可番号を明記したもの。) (2) 経ヶ岬突端正北の線以西の海域 ア 水深200m以浅の海域においては、3km以内の電球12個以内 イ 水深200mを超えいかづり漁業操業禁止線までの海域においては、3km以内の電球18個以内 3 許可船舶は、船体若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならない。 (※様式 縦17cm以上、横80cm以上、10cm角以上、太さ1cm以上で、白地に黒色で許可番号を明記したもの。)</p>
	<p>20隻 (単年許可、継続の扱いなし)</p>	<p>5トン以上 10トン未満</p>	<p>京都府神合海面</p>	<p>5月10日から11月30日まで</p>	<p>但馬海区いかづり漁業者と京都府漁業者とが締結した協定に基づく申請者</p>	<p>1 次の海域において操業してはならない。 (1) 京丹後市経ヶ岬突端正北の線(東の経ヶ岬突端と舞鶴市中ノ馬北端を見通した線)から沖合6海里以内の海域 (2) 経ヶ岬突端正北の線以西の距岸6海里以内の海域 2 操業海域において使用する集魚灯の数は次のとおりとする。 (1) 経ヶ岬突端正北の線以東の海域 ア 北緯35度54.19分の線以南の海域においては、3km以内の電球12個以内 イ 北緯35度54.19分の線からいかづり漁業操業禁止線(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)の別表第4のいかづり漁業の項の1の口の(8)の点と(9)の点を結んだ線)をいう。 エ 以下のいかづり漁業の項の1の口の(8)の点と(9)の点を結んだ線は、船体若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならない。 (※様式 縦17cm以上、横80cm以上、10cm角以上、太さ1cm以上で、白地に黒色で許可番号を明記したもの。) (2) 経ヶ岬突端正北の線以西の海域 ア 水深200m以浅の海域においては、3km以内の電球12個以内 イ 水深200mを超えいかづり漁業操業禁止線までの海域においては、3km以内の電球18個以内 3 許可船舶は、船体若しくは船体の見やすい箇所に下記様式の許可番号を標示しなければならない。 (※様式 縦17cm以上、横80cm以上、10cm角以上、太さ1cm以上で、白地に黒色で許可番号を明記したもの。)</p>

第2号議案 小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業
(とりがいけた網漁業))の制限措置等
について(諮問)

【理由】

京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議
をお願いします。

【添付資料】

資料2-1 諮問文(写)

資料2-2 【別 紙】(制限措置等)



7 水事第 80 号
令和 7 年 2 月 14 日

京都海区漁業調整委員会
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（とりがいけた網漁業））
の制限措置等について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下、「法」という。）第 58 条により読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び京都府漁業調整規則（令和 2 年京都府規則第 54 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて諮問します。

記

申請すべき期間：令和 7 年 3 月 17 日から令和 7 年 4 月 16 日まで

制限措置：別紙のとおり

許可の有効期間：【京共第 8 号】令和 7 年 5 月 15 日から令和 12 年 5 月 14 日までとする。

【京共第 11 号、第 11・12 号及び第 1-2 号】令和 7 年 7 月 1 日から令和 12 年 6 月 30 日までとする。

担 当	水産事務所漁政課 漁業漁船係 尾崎
T E L	0772-22-4438

漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	条件
<p>手続第三種漁業 (とりがらいつけた網漁業)</p>	<p>29隻 (許可上限(100隻)から令和7年1月31日現在有効な許可件数71隻を除いた数:100隻-71隻=29隻)</p>	<p>5トン以下</p>	京共第8号	5月15日から8月15日まで	<p>漁業に関して京都府漁業協同組合の同意を得ている者</p>	<p>免許漁業の妨害をしてはならない。</p>
			京共第11号	7月1日から10月31日まで		
			京共第11・12号	7月1日から10月31日まで		
			京共第12号	7月1日から10月31日まで		

第 23 期京都海区漁業調整委員会への申し送り事項について

【理由】

次回の第 30 回委員会で審議を予定しております、次期第 23 期委員会への申し送り事項の内容について、前期第 21 期委員会からの申し送り事項及び、今期第 22 期委員会での取り組みを踏まえた上での協議をお願いします。

【添付資料】

協議資料 1 - 1 第 21 期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項への今期委員会での取組内容及び懸案事項について

協議資料 1 - 2 第 22 期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項(案)

第 21 期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項への 今期委員会での取組内容及び懸案事項について

[第 21 期委員会からの申し送り事項の内容]

1 漁業と遊漁の調整について

- (1) 京都府の漁業者、遊漁船業者及びプレジャーボート団体による「京都府漁場利用協定」は現在失効中であるが、協定の再締結に向けた調整が進行中である。この協定が、漁業者、遊漁船業者及び遊漁者の共存を可能とし、トラブルを防止するような内容となるよう指導・支援すると共に、協定締結後には、締結団体以外の遊漁関係者への本協定の周知・啓発に対し、支援することを申し送る。

<取組内容>

失効中であった「京都府漁場利用協定」について、当海区が立会人として再締結に向けた調整を支援することで令和 3 年 7 月 20 日付け締結更新がなされた。また、3 年後の更新時期についても事前の調整支援に努めることで滞りなく令和 6 年 7 月 20 日付け締結更新がなされた。

<<懸案事項>>

協定締結団体内での周知啓発による協定内容の理解促進はもちろんのこと、府沖合の各漁場でのトラブルを防止するためには、締結団体以外の方へも協定内容遵守へ協力いただけるよう、引き続き遊漁関係者への周知、啓発等への支援に努める。

- (2) 漁業者の安全操業の確保のため、沿岸海域における「ミニボートの航行範囲の限定と夜間航行の禁止」及び「小型船舶の保管場所の登録要件化と検認制度の整備等」の実現を目指し、引き続き関係機関と連携して国への要望活動等に取り組むよう申し送る。

<取組内容>

毎年、全国海区漁業調整委員会連合会を通じて、ミニボートユーザーへ

の法令順守、安全航行啓発指導等について、国を挙げて取り組んでほしい旨要望している。

《懸案事項》

小型船舶の保管場所の登録要件化と検認制度の整備等について、近年のプレジャーボート全国実態調査の結果では、放置艇の数が減少傾向であり、これまで漁業調整上の大きなトラブルは起きていないため、次期委員会への申し送り事項からは、削除することが可能であると考える。

2 沿岸漁業と大中型まき網漁業の調整について

(1) 「大中型まき網漁業との調整を考える会」が、中部日本海まき網漁業協議会との話し合いを継続することにより、十分ではないが一定の成果が認められることから、引き続き同会の活動を支援するとともに、申し入れ事項の徹底が図られるような方策を検討されるよう申し送る。

＜取組内容＞

「大中型まき網漁業との調整を考える会」による中部日本海まき網漁業協議会船主部会に対する要望活動において、要望内容を協議する際には適切に指導するとともに、本会を代表して漁調委会長及び事務局職員が船主部会に出席し直接要望する等の支援を行っている。

《懸案事項》

中部日本海まき網漁業協議会船主部会に対する要望活動により、安全操業については一定の成果があるものの、依然まき網漁船による疑わしい行動が確認されており、引き続き要望を通じてそのような行動を未然に防ぐことが必要。

(2) 指定漁業の許可権者である国に対し、「府沿岸漁業者と大中型まき網漁業者の話し合いの場の設定」、「他県沿岸と比較して狭い本府沿岸の大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大や規制ラインの見直し」及び「船舶位置監視システムの全船設置義務化」について、引き続き関係機関と連携したあらゆる

機会での要望等を通じ問題の解決が図られるように取り組むことを申し送る。

<取組内容>

「船舶位置監視システムの全船設置義務化」及び「大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大や規制ラインの見直し」については、京都府及び全国海区漁業調整委員会連合会と連携して提案・要望を行っている。

<<懸案事項>>

京都府及び全国海区漁業調整委員会連合会と連携して提案・要望を行っているが、所官庁である水産庁から積極的な対応が示されないため、全船設置義務化及び禁止区域の拡大や規制ラインの見直しには至っていない。

3 京都海区漁業調整委員会指示について

(1) 令和3年3月31日に発動する「火光利用釣漁法の制限」及び「油餌釣漁法及び延縄漁業の制限」の両委員会指示について、その実効性が確保されるよう、指示内容の周知に取り組むことを申し送る。

<取組内容>

従前からの水産事務所ホームページ上での掲示に加え、令和4年度に指示一覧図のリーフレットを作成し、本府及び近隣県の関係先へ郵送配付による周知を実施。さらに令和6年3月29日に更新した際にも、リーフレットを作成し本府及び近隣県の関係先への事務局員の訪問による周知啓発活動を実施している。

<<懸案事項>>

一部の遊漁船業者や一般港湾に係留しているプレジャーボートの遊漁者への周知を図ることが難しく、SNS等の情報ツールを活用するなど今後の周知の在り方について検討が必要。

(2) 「火光利用釣漁法の制限」の委員会指示では、集魚灯として用いる電球(電力3kW/個以下)の使用個数により、火光の強さを制限している。しかし、この制限手法には、①明るさの単位ではない電力を指標としている、②LED等の

省電力型の火光機器への対応が困難、③集魚灯と作業灯との区別が不完全といった課題がある。現在、水産資源管理や漁業調整において重大な問題は生じていないが、将来的にこれらの課題を解消する手法について検討することを申し送る。

＜取組内容＞

令和6年の更新の際には、LED等の省電力型の火光機器への対応について協議を進めたが、漁業者は従来の電球型放電灯を使用し、主として遊漁船業者や遊漁者がLED等を使用している。

現状では既にLEDの制限をおこなっている都道府県はあるものの、その取扱いは様々であり、根拠に基づき制限内容を定めることができず現在に至っている。また、集魚灯と作業灯との区別については、全国漁業調整委員会連合会のブロック会議で照会事項として提案し、水産庁からの見解や他県海区からの意見を求めている。引き続き得られた内容を今後活用できるよう努めていく。

＜懸案事項＞

「火光利用釣漁法の制限」については、集魚効果も含め申し送りの3つの課題は難しい問題であるが、将来的に解消するためには、引き続き多角的な観点から情報を収集していくことが必要。

第 22 期京都海区漁業調整委員会からの申し送り事項(案)

1 漁業と遊漁の調整について

(1) 京都府の漁業者、遊漁船業者及びプレジャーボート団体が締結している「京都府漁場利用協定」の更新、周知に努めてきたことで、漁場の秩序が保たれるようになったが、協定締結団体以外の遊漁船業者や遊漁者等へ協定遵守の協力を求め、これが原因となって発生するトラブルを防止する必要がある。引き続き協定について周知啓発の支援を行い、漁場利用が秩序あるものになるよう申し送る。

また、現行協定の有効期限が令和 9 年 7 月 20 日で満了となるが、漁業者、遊漁船業者及び遊漁者が共存しトラブルが生じないよう円滑に協定が締結更新されるよう支援することを申し送る。

2 沿岸漁業と大中型まき網漁業との調整について

(1) 「大中型まき網漁業との調整を考える会」が中部日本海まき網漁業協議会との話し合いと要望活動を継続することにより、一定の成果が認められることから、引き続き同会の活動を支援するとともに、申し入れ事項及び法令を遵守した操業の徹底を図られるような方策を検討されるよう申し送る。

(2) 指定漁業の許可権者である国に対し、「府沿岸漁業者と大中型まき網漁業者の話し合いの場の設定」、「他県沿岸と比較して狭い本府沿岸の大中型まき網漁業の操業禁止区域の拡大や規制

ラインの見直し」及び「船舶位置監視システムの全船設置義務化」について、引き続き関係機関と連携したあらゆる機会での要望等を通じ、問題の解決が図られるように取り組むことを申し送る。

3 京都海区漁業調整委員会指示について

(1) 令和6年3月29日に発動した「火光利用釣漁法の制限」及び「油餌釣漁法及び延縄漁業の制限」の両委員会指示について、その実効性が確保されるよう、指示内容の周知に取り組むことを申し送る。

(2) 「火光利用釣漁法の制限」の委員会指示では、集魚灯として用いる電球（電力3kW/個以下）の使用個数により、火光の強さを制限している。しかし、この制限手法には、①明るさの単位ではない電力を指標としている、②LED等の省電力型の火光機器への対応が困難、③集魚灯と作業灯との区別が不完全といった課題がある。現在、水産資源管理や漁業調整において重大な問題は生じていないが、水産庁の見解や他府県の動向に注視しつつ、根拠ある効果的な手法を示せるよう取り組むことを申し送る。

令和7管理年度の太平洋くろまぐろ漁獲数量管理
について

【内 容】

令和6年11月29日に開催された本委員会で報告した、令和7管理年度における府内各管理区分へのくろまぐろ漁獲可能量の当初配分に向けた調整状況について報告します。

【添付資料】

報告資料1-1 令和7管理年度の太平洋くろまぐろ漁獲数量
管理の調整状況について

報告資料1-2 令和7管理年度当初の京都府への配分数量

令和7管理年度の太平洋くろまぐろ漁獲数量管理の調整状況について

1 背景

令和6年11月開催の中西部太平洋くろまぐろ類委員会(WCPFC)年次会合において、国別漁獲量上限の引き上げが合意されたことから、令和7管理年度における太平洋くろまぐろ漁獲可能量の京都府への配分数量は大幅に増加することとなった。

日本全体の枠	R6まで(A)	R7から(B)	B/A
小型魚	4,007トン	4,407トン	110%
大型魚	5,614トン	8,421トン	150%

京都府の当初枠	R6まで(C)	R7から(D)	D/C
小型魚	21.7トン	48.9トン	225%
大型魚	24.1トン	46.2トン	192%

2 関係者意見

京都府への配分数量が小型魚2.25倍、大型魚1.92倍と大幅に増加したため、令和7管理年度の知事管理区分毎の漁獲量の配分について、府内関係者へ協議を実施。

- ・京都府沖で遊漁船やPBがくろまぐろを狙って出航しているにも関わらず、漁業を本業としている漁業者が出漁できない現状は非常に不公平。是非とも来期には操業が可能となるようにしてもらいたい(漁船漁業者(漁協組合員))
- ・漁船漁業者の要望については一定理解するが、漁獲管理を適正に行えるような体制、ルールづくりを徹底してほしい(定置漁業者)

【参考】関係漁業者等との協議状況

1) 漁船漁業者(漁協組合員)

令和7年1月27日(月)関係漁業者からの意見聴取

2) 漁船漁業者(非組合員)

令和6年12月16日(月)令和7管理年度当初配分について意見聴取

令和7年2月14日(金)当初配分の府の考え方を説明、協議

※ 府の提示した当初配分数量(案)については、留保付きで容認

3) 定置漁業者

府定置漁業協会と協議の日程調整中

3 今後の進め方及び日程

引き続き関係者との調整を進め、令和7管理年度当初配分を確定する

なお、府資源管理方針の変更等に関する手続きについては、以下のとおり

令和7年3月17日 海区漁業調整委員会に方針変更案及び当初配分を諮問

3月18日 農林水産大臣あてに方針変更等の承認の申請

3月中 農林水産大臣から変更等の承認通知

方針変更及び当初配分数量の公示

4月1日 令和7管理年度の数量管理開始

4 令和7 管理年度のくろまぐろ小型魚/大型魚の当初配分数量案

小型魚（令和7年度の漁獲可能量（当初配分）：48.9 トン）

管理区分	R 6 当初 (A)	増枠分	数量調整後 計(B)	備考
定置漁業	18.5	27.2	47.8	関係者協議の上、配分
漁船漁業 (組合員)	1.0			
漁船漁業(員外)	0.1		0.1	現状案
留 保	2.1		1.0	-
合計	21.7	27.2	48.9	-

大型魚（令和7年度の漁獲可能量（当初配分）：46.2 トン）

管理区分	R 6 当初 (A)	増枠分	数量調整後 計(B)	備考
定置漁業	21.5	22.1	41.7	関係者協議の上、定置漁業から 漁船漁業（組合員）へ●トンを 配分
漁船漁業 (組合員)	0.1			
漁船漁業(員外)	1.2		3.5	現状案
留 保	1.3		1.0	-
合計	24.1	22.1	46.2	-

当初配分数量等の考え方

令和7 管理年度の京都府への当初配分数量は報告資料 1 - 2 のとおり、令和7 年 1 月 9 日に確定通知済み

府内管理区分別の数量配分の考え方は、概ね次のとおりとし、新たに操業を希望する漁船漁業者への大型魚配分は、定置漁業から一定数量を振り替える方向で関係者と調整中

- ・ 令和6 管理年度の当初配分数量を基礎配分とし、令和7 管理年度当初配分で増加した数量を漁獲実績により配分、合計を管理区分別の当初配分とする
- ・ 漁獲実績（府内シェア）の基礎は、国と同様に令和3~5 管理年度とする
- ・ 定置漁業から漁船漁業への大型魚枠の振替は、新たに操業を希望する漁業者数を勘案し、決定する

参考

- ・ 漁船漁業者は、資源管理のため組織化とともに自主管理ルールを策定し、配分された数量を超過しない操業に努める

6 水管 2941 号
令和 7 年 1 月 9 日

京都府知事 殿

農林水産大臣 江藤 拓

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の
通知

くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分につい
て、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の表のとおり
都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第 4 項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) くろまぐろに関する令和 7 管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	定めた都道府県別漁獲可能量
	(京都府分)
くろまぐろ (小型魚)	48.9 トン
くろまぐろ (大型魚)	46.2 トン

第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会について

【内 容】

令和7年2月25日(火)に開催されました「第45回日本海・九州西広域漁業調整委員会」について、その概要を報告します。

当海区委員会からは、川崎芳彦 委員が(WEB)出席

【添付資料】

報告資料 日本海・九州西広域漁業調整委員会の結果概要

参考資料 委員会の配付資料の一部抜粋
(議事次第、委員名簿、関連資料)

第45回 日本海・九州西広域漁業調整委員会について(結果概要)

- 1 開催日時 令和7年2月25日(火) 午後1:30~4:20
- 2 開催場所 AP浜松町 地下1階 「Aルーム」
東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館
※WEB会議併催
- 3 出席者
主催者 ・日本海・九州西広域漁業調整委員会 田中会長
その他 ・北海道から山口県までの日本海側の道府県及び大分県と宮崎県を除く九州5県と沖縄県の広域漁業調整委員会道府県互選委員及び、農林水産大臣選任(漁業者代表及び学識経験)委員
・国立研究開発法人水産研究・教育機構職員
・新潟、境港、瀬戸内海、九州の各漁業調整事務所、本庁漁港漁場整備部及び資源管理部の水産庁職員
・関係道府県の海区事務局職員及び水産行政職員他

4 議題

(1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について

新しい指示の内容が日本海・九州西広調委指示第79号(案)として示され承認された。

現行の指示内容からの主な改正点は、以下のとおり。

- ①採捕上限の設定：複数月(4~5月、8~9月で1期間)を含む設定から毎月均等の設定に変更。
- ②大型魚の保有制限：1人1日1尾から1人毎月1尾へ変更。
- ③採捕報告の期限：陸揚げ後から3日以内から1日(翌日)以内へ変更。
- ④船舶情報：遊漁船利用の場合、遊漁船登録番号の報告が必要。
遊漁船以外を利用の場合、船舶番号または船舶検査済票の番号の報告が必要。
- ⑤虚偽報告の抑止：二重認証システム(電話番号認証)の導入、本人確認書類の提出が必要。
- ⑥指示の有効期間：1年間から2年間(R7.4.1~R9.3.31)へ変更。

採捕上限の数量については、日本海・九州西広調委指示第79号の6に基づく運用方針(案)として以下のとおり示され承認された。

○採捕上限の数量：毎月5トン、年間60トンで昨年比20トン増。

新規の管理措置として、令和8年4月1日から委員会指示による届出制の導入について説明があった。内容については今後変更する可能性があるものの、船舶を使用する者だけではなく、陸から釣りなどでクロマグロを採捕する者も対象となり、届出を行わなければ陸釣りでの採捕や、船舶を使用した漁場での遊漁による採捕又は漁場への遊漁案内が出来なくなる。届出は指示の有効期間中又は受付期間中に1回必要。

また、採捕が禁止された後のキャッチアンドリリースの可否については専門部会委員のなかでも意見が分かれており継続審議となっている。

(2) 九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について

概要説明後に日本海・九州西広調委指示第80号(案)が示され承認された。現行の内容から大きな変更は無し。

(3) 有明海ガザミに関する委員会指示について

概要説明後に日本海・九州西広調委指示第81号(案)が示され承認された。現行の内容から大きな変更は無し。

(4) 広域資源の管理について

対馬暖流系群のマアジ、マサバ、マイワシについて漁獲量の将来予測結果の説明後、日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシの広域資源管理方針に基づく令和6年度のまき網漁業者の漁獲努力量削減措置の実施状況など取組状況について報告があった。

(5) 国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について

隠岐海峡地区のマウンド礁造成による整備事業計画(案)の概要説明後、農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画(案)に関する意見聴取がなされ、内容について異存ない旨回答された。

(6) その他

TAC資源の拡大に向けた水産資源ごとの検討状況及び、令和7年度水産関係予算の主要事項の内容について報告があった。

次回の委員会は、令和8年10月～11月頃、東京都で開催予定。

第45回 日本海・九州西広域漁業調整委員会

議 事 次 第

日 時：令和7年2月25日（火） 13：30～

場 所：A P 浜松町 B 1 F A ルーム

（東京都港区芝公園2-4-1 芝パークビルB館）

1 開 会

2 挨 拶

3 議 題

- (1) 太平洋クロマグロの遊漁に関する委員会指示について
- (2) 九州・山口北西海域トラフグに関する委員会指示について
- (3) 有明海ガザミに関する委員会指示について
- (4) 広域資源の管理について－日本海西部・九州西海域マアジ、マサバ、マイワシ
- (5) 国が行う特定漁港漁場整備事業（フロンティア漁場整備事業）について
- (6) その他
 - ① T A C 資源拡大に向けた検討状況について
 - ② 令和7年度資源管理関係予算について
 - ③ その他

4 閉 会

日本海・九州西広域漁業調整委員会 委員名簿

根拠法令：漁業法（昭和24年法律第267号）

定 員：29人（大臣選任10人、道府県互選19人）

任 期：4年 大臣選任委員（第6期）：2022年6月1日～2026年5月31日

道府県互選委員（第6期）：2021年10月1日～2025年9月30日

区分	氏名	現職	
道府県互選	北海道 工藤 幸博	檜山海区漁業調整委員会会長	
	青森県 立石 政男	青森県西部海区漁業調整委員会会長代理	
	秋田県 大竹 敦	秋田海区漁業調整委員会委員	
	山形県 加藤 栄	山形海区漁業調整委員会会長	
	新潟県 土屋 貞男	新潟海区漁業調整委員会会長	
	富山県 網谷 繁彦	富山海区漁業調整委員会会長	
	石川県 勝木 省司	石川海区漁業調整委員会委員	
	福井県 鈴木 聖子	福井海区漁業調整委員会会長代理	
	京都府 川崎 芳彦	京都海区漁業調整委員会委員	
	兵庫県 川越 一男	但馬海区漁業調整委員会副会長	
	鳥取県 朝日田 卓朗	鳥取海区漁業調整委員会委員	
	島根県 中東 達夫	島根海区漁業調整委員会会長	
	山口県 中島 均■	山口県日本海海区漁業調整委員会副会長	
	福岡県 富重 信一	筑前海区漁業調整委員会会長	
	佐賀県 後藤 政則	松浦海区漁業調整委員会委員	
	長崎県 高平 眞二	長崎県北部海区漁業調整委員会委員	
	熊本県 平山 泉	有明海区漁業調整委員会委員	
	鹿児島 阿久根 金也	鹿児島県連合海区漁業調整委員会会長	
	沖縄県 藤田 喜久	沖縄海区漁業調整委員会委員	
大臣選任	漁業者代表	岩田 祐二	山陰旋網漁業協同組合 代表理事組合長
		本川 貴広	大栄水産株式会社 代表取締役社長
		佐藤 みゆき	株式会社タカスイ 総務部長
		伊藤 保夫	小樽機船漁業協同組合代表理事組合長
		吉岡 力男	兵庫県機船底曳網漁業協会 理事
		宮本 洋平	山口県以東機船底曳網漁業協同組合 代表理事組合長
		山内 得信	那覇地区漁業協同組合 代表理事組合長
	学識経験	波積 真理	熊本学園大学商学部 教授
		田中 栄次▲	東京海洋大学 名誉教授
		合瀬 宏毅	アグリフューチャー・ジャパン理事長

※ ▲は会長、■は会長職務代理者

クロマグロ遊漁の課題への対応

令和7年2月
水産庁

I これまでのくろまぐる遊漁専門部会での議論

1. それぞれの広域漁業調整委員会の下に、「太平洋広域漁業調整委員会くろまぐる遊漁専門部会」、「日本海・九州西広域漁業調整委員会くろまぐる遊漁専門部会」、「瀬戸内海広域漁業調整委員会くろまぐる遊漁専門部会」を設置し、令和6年12月12日に同専門部会の合同会議を開催。合同会議の委員は以下の8名。

氏名	現職
田中 栄次 (議長)	東京海洋大学 名誉教授
柏瀬 敏 (副議長)	公益財団法人 日本釣振興会 常任理事
高田 充朗	静岡県漁業調整委員会 委員
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会 副会長
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会 代表理事会長
菅原 美徳	一般社団法人 全日本釣り団体協議会 副会長
櫻井 駿	一般社団法人 日本アングラース協会
森 聡之	特定非営利活動法人 シヤパンゲームフィッシング協会 評議員

2. 合同会議を3回開催 (R6.12.12, R7.1.17, R7.2.12)。
クログロ遊漁の現状と課題、現行の広域漁業調整委員会指示に基づく規制の見直しのほか、届出制の導入やキャッチアンドリリースなど幅広い事項について議論。

II 議論の結果、専門部会委員の意見が一致した内容

(1) 現行の広域漁業調整委員会指示に基づき行われている措置の見直し

	令和6年度（現行）	令和7年度（見直し）
採捕上限の設定	複数月での設定が存在	毎月均等に設定
大型魚のバッグリミット （保有制限）	1人1日1尾	1人毎月1尾
採捕報告の期限	陸揚げ後から3日以内	陸揚げ後から1週間以内
採捕者情報	氏名、住所、電話番号、メールアドレス	氏名、住所、電話番号、メールアドレス
採捕報告 の内容	<ul style="list-style-type: none"> 重量、尾数 陸揚げ日 採捕した海域 	<ul style="list-style-type: none"> 重量、尾数 尾長が確認できる写真 計量方法（はかり、目盛など） 尾長（5分端から尾までの長さ） 陸揚げ日 採捕した海域 陸揚場所
	船舶情報	（遊漁船を利用した場合） 遊漁船名、登録都道府県 （遊漁船以外を利用した場合）
虚偽報告抑止策		<ul style="list-style-type: none"> 重認知システム（電話番号認証）の導入 本人確認書類の提出
委員会指示の有効期間	1年間（R6.4.1～R7.3.31）	2年間（R7.4.1～R9.3.31）

(2) 新規の管理措置について

◎現在、クロマグロ遊漁の全体像が不明であることを踏まえ、全体像を把握することを主な目的として、以下を内容とする委員会指示による届出制を令和8年4月1日から新たに導入する。
 なお、内容については、今後の議論で変更する可能性がある。

届出対象者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者	令和8年4月1日から令和9年3月31日の間にクロマグロを採捕しようとする遊漁者を漁場に案内しようとする遊漁船業者・遊漁船以外の船舶を運航する者 <small>※自ら遊漁船以外の船舶を運航してクロマグロを採捕しようとする者も含む</small>
届出内容	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所 電話番号 メールアドレス 使用予定船舶（任意） 出入港予定場所（任意） 	<ul style="list-style-type: none"> 氏名 住所 電話番号 メールアドレス 船名 遊漁船登録番号（遊漁船の場合） 船舶番号（遊漁船以外の船舶の場合） 出入港予定場所
受付期間	採捕しようとする日の1営業日前まで	令和〇年△月□日から令和8年▲月■日まで
届出回数	委員会指示の有効期間中に1回	受付期間中に1回
届出方法	電子フォーマット・メール・アプリ/システム（開発中）	
未届出者への対応	<ul style="list-style-type: none"> 届出を行っていない者はクロマグロの採捕をしてはならない。 クロマグロを意図せずに採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> 届出を行っていない者は、遊漁によりクロマグロを採捕しようとする者を漁場に案内してはならない。

Ⅲ その他（キャッチアンドリリース（C&R）について）

◎ 採捕が禁止された後のC&Rの可否については、委員の間で意見が分かれた。

（主な意見）

- C&Rが認められれば釣り人の不満は解消される。一方で、持ち帰りたいと考えている遊漁者も大事にする必要。
- 採捕期間中、一定数量に達した段階でC&Rに切り替える方法を併用できれば、少ない配分量でも遊漁船業者は長期間営業できるようになる。
- 漁業者は採捕停止命令が出たら、定置網漁業はクロマグロ以外の魚が逃げることを覚悟の上で網を開放して放流し、漁船漁業は漁場を移動して操業しないようにしており、これら漁業とのバランスを考慮すると、採捕禁止後の遊漁のC&Rには反対。
- 日本においては、C&Rによる死亡が資源に与える影響についての科学的根拠がない。
- クロマグロ以外の遊漁の管理の在り方にも影響する可能性があるので、導入にあたっては慎重に議論すべき。
- それぞれの地域で漁業者は操業禁止期間などルールを決めているが、それを無視して遊漁をする者が特にPBに見られ、漁業者が憤っている。それぞれ地域の漁業者と遊漁者がお互いにリスパクトし、話し合っていくことが大事。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号 (案) の概要

1. 委員会指示第 79 号 (案) の概要

(1) くらまぐろ (小型魚) の採捕の制限

遊漁者による小型魚の採捕を禁止し、意図せず採捕した場合は直ちに海中に放流しなければならない。

(2) くらまぐろ (大型魚) の採捕の制限

ア 1人毎月1尾を超えて大型魚を保持してはならない。大型魚を保持した者が別の大型魚を採捕した場合は、直ちに海中に放流しなければならない。

イ 委員会会長は、大型魚の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくらまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、遊漁者による大型魚の採捕を禁止する旨を公示する。

ウ 遊漁者は、イの公示により大型魚の採捕が禁止された期間中は、大型魚を採捕してはならない。意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

(3) くらまぐろ (大型魚) の採捕の報告

ア 遊漁者が大型魚を採捕した場合は、以下の内容を陸揚げした日から 1日以内に委員会に報告。

① 採捕者の氏名、住所、電話番号及びメールアドレス

② 採捕した大型魚の尾数、重量 (計量方法を含む)

③ 尾さ長 (ふん端から尾さまでの長さをいう。)

④ 採捕した大型魚の陸揚げ日及び陸揚げ場所

⑤ 大型魚を採捕した海域

⑥ (遊漁船を利用した場合) 船名、登録都道府県、遊漁船登録番号

⑦ (遊漁船以外の船舶を利用した場合) 船舶番号又は船舶検査済票の番号

イ 報告を行うに当たっては、以下の書類等を併せて提出。

① 採捕した大型魚の尾さ長が確認できる写真

② 採捕した者の運転免許証等の本人確認書類の写し

※ 虚偽報告防止策として二重認証システム (電話番号認証) を導入。

(4) 指示の有効期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の時期別の採捕数量に関する運用方針（案）

令和 7 年 2 月 25 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示（以下「委員会指示」という。）第 79 号の 6 に基づき、委員会指示に基づく遊漁者のくろまぐろ（大型魚）の時期別の採捕数量に関する運用方針について、以下のとおり定める。

令和 7 年度については、全海区における遊漁におけるくろまぐろ（大型魚）の採捕数量が以下の表の上段の時期ごとに下段の数量を超えるおそれがある場合、当該時期の末日まで採捕を禁止する。

（単位：トン）

時期	R7年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R8年 1月	2月	3月
数量	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

※ 令和 8 年度については、令和 7 年度の採捕状況等を踏まえ設定。

（参考）今年度の時期別数量の実績（令和 7 年 1 月 8 日現在）

（単位：トン）

時期	R6年 4～5月	6月	7月	8～9月	10～12月	R7年 1月	2～3月	合計
数量	5	7	7	7	5	5	※	40
実績	8.2	8.8	10.2	4.9	4.3	1.6	—	38.0
採捕禁止	4/6-5/31	6/5-30	7/7-31	8/5-9/30	—	1/9-3/31	—	

※概ね 40 トンから全海区における令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 月 31 日までの採捕数量の累計を差し引いた数量

改正後	改正前
<p>1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(4) (略) (5) 遊漁船 遊漁船業の適正化に関する法律 (昭和六十三号法律第九十九号) 第二条第二項に規定する遊漁船をいう。</p>	<p>1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(4) (略) (新設)</p>
<p>2 くらまぐる (小型魚) の採捕の制限 (略)</p> <p>3 くらまぐる (大型魚) の採捕の制限 (1) 遊漁者は、日本海・九州西北海域において採捕したくらまぐる (大型魚) を一人毎尾一尾を超えて保持してはならない。くらまぐる (大型魚) を保持した者が別のくらまぐる (大型魚) (以下「別個体」という。) を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならぬ。 (2) 遊漁者は、日本海・九州西北海域においてくらまぐる (大型魚) を採捕した場合には、採捕したくらまぐる (大型魚) を産卵させた日から三日以内、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理課遊漁沿岸・遊漁艇に報告しなければならない。 ア 採捕した者の氏名、住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス イ 採捕したくらまぐる (大型魚) の尾数及び重量 ウ 採捕したくらまぐる (大型魚) を産卵させた日 エ 採捕した海域 オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名 ② 日本海・九州西北海域漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) 会長は、日本海・九州西北海域における遊漁者によるくらまぐる (大型魚) の採捕が、漁獲可能性に基づくくらまぐる (大型魚) の資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西北海域において遊漁者によるくらまぐる (大型魚) の採捕を禁止する旨、公示する。 ③ 遊漁者は、②の公示により、くらまぐる (大型魚) の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西北海域においてくらまぐる (大型魚) を採捕してはならない。くらまぐる (大型魚) を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。</p>	<p>2 くらまぐる (小型魚) の採捕の制限 (略)</p> <p>3 くらまぐる (大型魚) の採捕の制限 (1) 遊漁者は、日本海・九州西北海域において採捕したくらまぐる (大型魚) を一人二日あたり一尾を超えて保持してはならない。くらまぐる (大型魚) を保持した者が別のくらまぐる (大型魚) (以下「別個体」という。) を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならぬ。 (2) 遊漁者は、日本海・九州西北海域においてくらまぐる (大型魚) を採捕した場合には、採捕したくらまぐる (大型魚) を産卵させた日から三日以内、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理課遊漁沿岸・遊漁艇に報告しなければならない。 ア 採捕した者の氏名、住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス イ 採捕したくらまぐる (大型魚) の尾数及び重量 ウ 採捕したくらまぐる (大型魚) を産卵させた日 エ 採捕した海域 オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都道府県名 ② 日本海・九州西北海域漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) 会長は、日本海・九州西北海域における遊漁者によるくらまぐる (大型魚) の採捕が、漁獲可能性に基づくくらまぐる (大型魚) の資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西北海域において遊漁者によるくらまぐる (大型魚) の採捕を禁止する旨、公示する。 ③ 遊漁者は、②の公示により、くらまぐる (大型魚) の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西北海域においてくらまぐる (大型魚) を採捕してはならない。くらまぐる (大型魚) を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。</p>
<p>4 報告 (1) 遊漁者は、日本海・九州西北海域においてくらまぐる (大型魚) を採捕した場合には、採捕したくらまぐる (大型魚) を産卵させた日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。 ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス イ 採捕したくらまぐる (大型魚) の尾数及び重量 (計量方法を含む。) ウ 尾さ葎 (ふんばら) から尾さまでの長さという。 エ 採捕したくらまぐる (大型魚) を産卵させた日及び産卵させた場所 オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号 カ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は遊漁船検査作業の番号 キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、採捕したくらまぐる (大型魚) の尾さ葎が確認できる写真及び採捕した者の履歴免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を載せる書類の写しを併せて提出しなければならない。</p>	<p>(新設)</p> <p>4 報告 (1) 遊漁者は、日本海・九州西北海域においてくらまぐる (大型魚) を採捕した場合には、採捕したくらまぐる (大型魚) の採捕が、漁獲可能性に基づくくらまぐる (大型魚) の資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西北海域において遊漁者によるくらまぐる (大型魚) の採捕を禁止する旨、公示する。 ③ 遊漁者は、②の公示により、くらまぐる (大型魚) の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西北海域においてくらまぐる (大型魚) を採捕してはならない。くらまぐる (大型魚) を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。</p>
<p>5 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までとする。</p>	<p>4 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。</p>
<p>6 その他 (略)</p>	<p>5 その他 (略)</p>

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号 (案)

漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「日本海・九州西海域」 漁業法 (昭和二十四年法律第二百六十七号) 第五十二条第二項及び漁業法施行令 (昭和二十五年政令第三十号) 第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3) 「くろまぐろ (小型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ (大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

(5) 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律 (昭和六十三年法律第九十九号) 第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

2 くろまぐろ (小型魚) の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ (小型魚) を採捕してはならない。くろまぐろ (小型魚) を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ (大型魚) の採捕の制限

(1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ (大型魚) を一人

毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ(大型魚)を保持した者が別のくろまぐろ(大型魚)(以下「別個体」という。)を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 日本海・九州西海域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示する。

(3) 遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ(大型魚)の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ(大型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ(大型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 報告

(1) 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ(大型魚)を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾数及び重量(計量方法を含む。)

ウ 尾さ長(ふん端から尾さまでの長さをいう。)

エ 採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした日及び陸揚げした場所

オ 採捕した海域

カ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(2) (1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

6 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

○日本海・九州西北部漁業調整委員会第19号の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領 新旧対照表

(下部部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>日本海・九州西北部漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西北部漁業調整委員会指示第19号(以下「委員会指示」という。)の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。</p> <p>1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法 委員会指示の4(1)に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(https://www.fra.maff.go.jp/arcad/yugyo/index.html)に設けた報告用ウェブサイトに(以下「報告サイト」という。)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。</p> <p>(1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の4(1)及び(2)に定める事項を報告フォームに入力及び送信し報告する。</p> <p>(2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の4(1)及び(2)に定める事項を入力及び送信し報告する。</p> <p>(3)電子メールによる送信 委員会指示の4(1)及び(2)に定める事項を入力(報告サイトに掲載される別添様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス kyuugyo@maff.go.jp 宛てに電子メールで送信する。 (別添) ※★を◎に置き換えること。</p>	<p>日本海・九州西北部漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西北部漁業調整委員会指示第19号(以下「委員会指示」という。)の5に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。</p> <p>1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法 委員会指示の3(2)に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(https://www.fra.maff.go.jp/arcad/yugyo/index.html)に設けた報告用ウェブサイトに(以下「報告サイト」という。)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。</p> <p>(1)報告サイトへの入力 報告サイトにアクセスし、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を報告フォームに入力し報告する。</p> <p>(2)報告用アプリケーションの利用 報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力し報告する。</p> <p>(3)電子メールによる送信 委員会指示の3(2)アからオに定める事項を入力(報告サイトに掲載される別添様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することでも可)し、メールアドレス kyuugyo@maff.go.jp 宛てに電子メールで送信する。 (別添) ※★を◎に置き換えること。</p>
<p>2. 報告に関する留意事項 (1)委員会指示の4(1)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、<u>秤、目測、尾さきによる換算</u>、その他の方法から選択して記入するものとする。</p> <p>(2)委員会指示の4(1)カに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾さきはセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さきが正確に写るよう添付するものとする。</p> <p>(3)委員会指示の4(1)エに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした場所は、<u>都道府県名及び場所名(海の名前等)</u>を記入するものとする。</p> <p>(4)委員会指示の4(1)オに定める採捕した海城は、<u>別図の区分を記入するものとする。</u></p> <p>(5)委員会指示の4(1)ニに定める氏名及び住所を記入する書類の写真は、<u>当該書類を撮影した写真を含むものとする。</u></p>	<p>2. 報告に関する留意事項 (1)委員会指示の3(2)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。 (別添) (別添) (2)委員会指示の3(2)エに定める採捕した海城は、<u>別図の区分(Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)</u>を記入するものとする。 (別添)</p>
<p>3. 個人情報等の取扱いについて 報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実績の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁場生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第99号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。</p>	<p>3. 個人情報等の取扱いについて 報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実績の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁場生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第99号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。))その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することがある。</p>
<p>4. 報告に対する問い合わせ (別)</p> <p>別添様式 採捕実績報告書及び個人情報情報の取扱いに関する同意書</p>	<p>4. 報告に対する問い合わせ (別)</p> <p>別添様式 採捕実績報告書及び個人情報情報の取扱いに関する同意書</p>

1 採捕実績の報告

日本海・九州広域漁業調整委員会指示第四号4(1)の規定に基づき、くろまぐる (びん型船) の採捕実績について、次のとおり報告いたします。

氏名	
住所	
電話番号	
電子メールアドレス	
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号 【遊漁船以外の船舶 (プレジャーボート) を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号	
陸揚げした日	尾敷 (うちリリースした尾敷) () () () 尾敷 (うちリリースした重量) () (kg) 採捕した海域
年 月 日	() () () 尾 () () (kg)
陸揚げした場所 (※1)	尾長さ (うちリリースした尾長さ) (cm) (※2) 計量方法 (※3)

※1 陸揚げした場所は、都道府県名及び場所名 (港の名前等) を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さという。

※3 計量方法は以下から選択。
① 秤、目測、尾さ長による換算、その他 (具体的に記載) ②

添付資料のチェック欄 (□) に✓を入れる。

- ① くろまぐる (びん型船) にメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真
- ② 採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し

2 個人情報取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律 (平成15年法律第99号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県その他の関係機関 (これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。) へ提供される可能性があります。ご同意をお願いします。

1 採捕実績の報告

日本海・九州広域漁業調整委員会指示第四号4(1)の規定に基づき、くろまぐる (びん型船) の採捕実績について、次のとおり報告いたします。

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)	
電話番号	
電子メールアドレス	
遊漁船の名称・登録都道府県名 (※1)	
陸揚げした日	尾敷 () () () 尾 () () (kg) 採捕した海域
年 月 日	() () () 尾 () () (kg)
陸揚げした場所 (※1)	

(※1)

(※2)

(※3)

(※4)

2 個人情報取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等 (独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律 (平成15年法律第99号) 第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、その他の関係機関 (これらの関係機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。) へ提供される可能性があります。ご同意をお願いします。

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務取扱要領(案)

令和7年2月 25 日策定

日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号(以下「委員会指示」という。)の6に基づく遊漁者によるくろまぐろの採捕に関する事務の取扱等につき以下のとおり定める。

1. くろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告方法

委員会指示の4(1)に定めるくろまぐろ(大型魚)の採捕実績の報告は、水産庁ホームページ「遊漁の部屋」(<http://www.jfa.maff.go.jp/j/enoki/yugyo/index.html>)に設けた報告用ウェブサイト(以下「報告サイト」という。)に掲載された次に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。なお、いずれの方法でも提出できない場合は、代替の方法も可とする。

(1) 報告サイトへの入力

報告サイトにアクセスし、委員会指示の4(1)及び(2)に定める事項を報告フォームに入力及び添付し報告する。

(2) 報告用アプリケーションの利用

報告サイトに掲載されるアプリケーションを自身のスマートフォン等にインストールした上で、委員会指示の4(1)及び(2)に定める事項を入力及び添付し報告する。

(3) 電子メールによる送信

委員会指示の4(1)及び(2)に定める事項を入力及び添付(報告サイトに掲載される別紙様式をダウンロードし必要事項を入力後の電子ファイルを送付することも可)し、メールアドレス km-yugyo★maff.go.jp 宛に電子メールで送信する。

※★を@に置き換えること。

2. 報告に関する留意事項

(1) 委員会指示の4(1)イに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の重量はキログラム単位で記入するものとする。また、計量方法については、秤、目測、尾さ長による換算、その他の方法から選択して記入するものとする。

- (2) 委員会指示の4(1)ウに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)の尾さ長はセンチメートル単位で記入するものとする。また、添付するくろまぐろ(大型魚)の写真については、メジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真を添付するものとする。
- (3) 委員会指示の4(1)エに定める採捕したくろまぐろ(大型魚)を陸揚げした場所は、都道府県名および場所名(港の名前等)を記入するものとする。
- (4) 委員会指示の4(1)オに定める採捕した海域は、別図の区分を記入するものとする。
- (5) 委員会指示の4(2)に定める氏名及び住所を証する書類の写しは、当該書類を撮影した写真を含むものとする。

3. 個人情報等の取扱いについて

報告のあった内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。))へ提供することがある。

4. 報告に対する問い合わせ

報告のあった内容について、水産庁から問い合わせることがある。

採捕実績報告書及び個人情報の取扱いに関する同意書

年 月 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 殿

1 採捕実績の報告

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号4(1)の規定に基づき、くろまぐろ(大型魚)の採捕実績について、次のとおり報告します。

氏名			
住所			
電話番号			
電子メールアドレス			
【遊漁船を利用した場合】 遊漁船の船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号			
【遊漁船以外の船舶(プレジャーボート)を利用した場合】 船舶の船名及び船舶番号又は船舶検査済票の番号			
陸揚げした日	尾数(うちリリースした尾数)	重量(うちリリースした重量)(kg)	採捕した海域
年 月 日	() 尾	() kg	
陸揚げした場所(※1)	尾さ長(うちリリースした尾さ長)(cm)(※2)	計量方法(※3)	
	() cm		

※1 陸揚げした場所は、都道府県名および場所名(港の名前等)を記載。

※2 ふん端から尾さまでの長さをいう。

※3 計量方法は以下から選択。

【秤、目測、尾さ長による換算、その他(具体的に記載)】

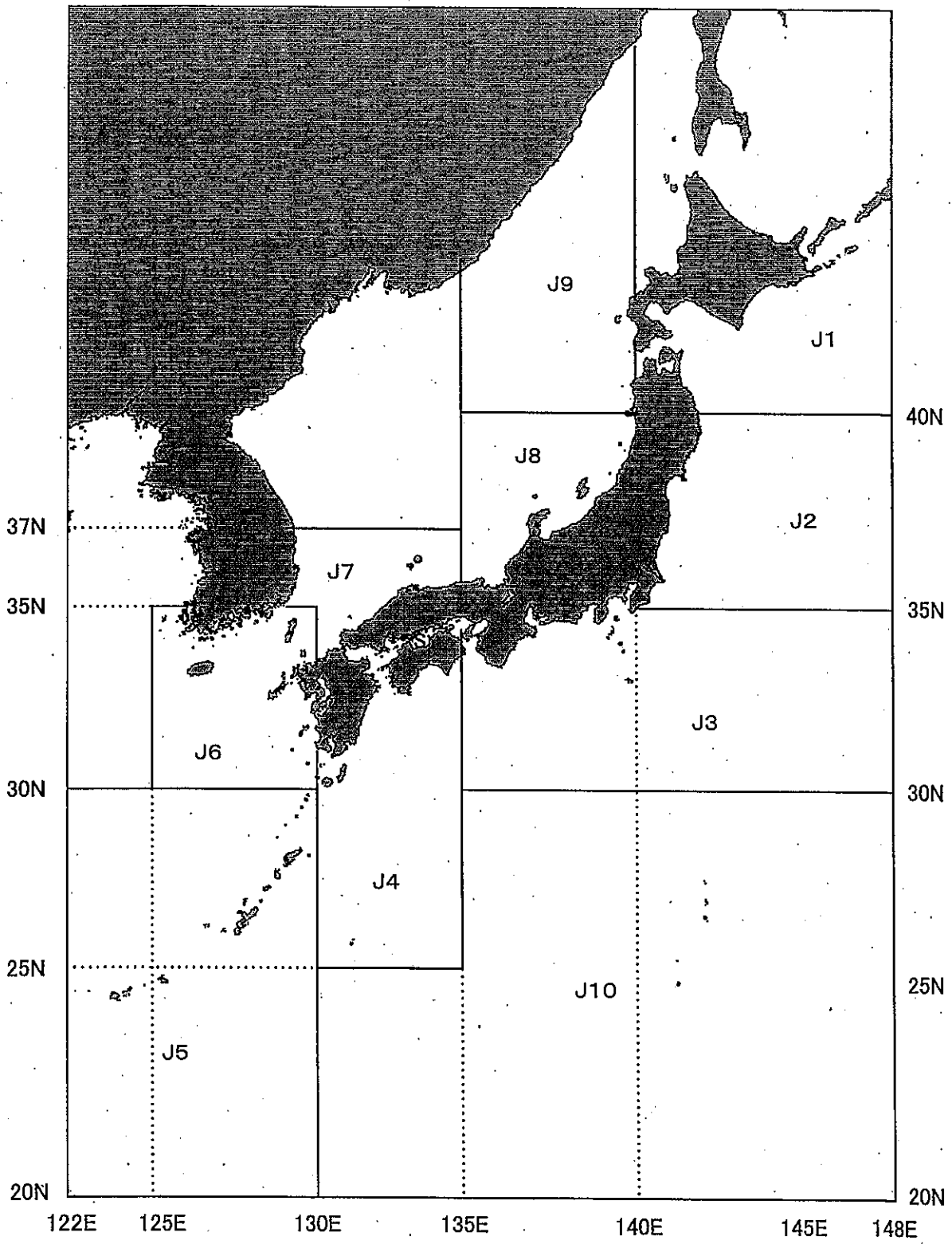
添付資料のチェック欄(□に✓を入れる。)

- ① くろまぐろにメジャーを添えるなど尾さ長が確認できる写真 □
 ② 採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写し □

2 個人情報の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握、国際的な枠組みにおける資源管理その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、都道府県その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供されることがあることに同意します。

(別図)



日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第 79 号の 6 に基づく遊漁者のくろまぐろの採捕の制限の違反者への対応方針 (案)

令和 7 年 2 月 25 日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 (以下「委員会」という。) は、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示 (以下「委員会指示」という。) 第 79 号の 6 に基づき、委員会指示に違反した者への対応方針について、以下のとおり定める。

1. 委員会指示の適切な実施を図るため、水産庁は、疑義情報に接した場合等においては、関係する都道府県水産部局と連携して調査・指導を行うとともに、当該指示の違反が認められる場合には、速やかに事務局として日本海・九州西広域漁業調整委員会会長 (以下「会長」という。) に報告する。

なお、漁業法第 157 条第 1 項に基づき、委員会として関係者に対して出頭を求め、又は必要な報告を徴することについては、会長 (又は会長職務代理) 一任とし、出頭や必要な報告を徴した場合、後日、委員会に報告するものとする。

※ 必要に応じて、水産庁は関係都道府県等と連携して現地調査等を実施。

2. 会長は、上記 1 の報告を受け、漁業法第 121 条第 4 項で準用する同法第 120 条第 8 項に基づき農林水産大臣に対して指示に従うべきことを命じる旨の申請 (裏付命令の申請) をする。

裏付命令の申請に係る手続は会長 (又は会長職務代理) 一任とし、裏付命令の申請をした場合、後日、委員会に報告するものとする。

くろまぐろ遊漁採捕に係る広域漁業調整委員会指示
について

【内 容】

令和7年4月1日以降の遊漁者によるくろまぐろ採捕を規制する、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示が決定されましたので、検討経過とともに指示の内容を報告します。

【添付資料】

報告資料3-1

くろまぐろ遊漁採捕に係る広域漁業調整委員会指示の概要等

報告資料3-2

広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の設置等について
(日本海・九州西広域漁業調整委員会資料)

報告資料3-3

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第79号
(日本海・九州西広域漁業調整委員会資料)

くろまぐろ遊漁採捕に係る広域漁業調整委員会指示の概要等

1 検討の経過

- 令和 6 年 2, 3 月 各広域漁業調整委員会において、水産庁からくろまぐろ遊漁の今後の規制のあり方について検討する専門部会の設置の方向を説明
- 令和 6 年 11 月 各広域漁業調整委員会において、水産庁からくろまぐろ遊漁専門部会の設置を説明（報告資料 3 - 2）
- 令和 6 年 12 月 22 日 各専門部会及び専門部会合同会議の第 1 回会議
- 令和 7 年 1 月 17 日 専門部会合同会議の第 2 回会議
- 令和 7 年 2 月 12 日 各専門部会及び専門部会合同会議の第 3 回会議
- 令和 7 年 2 月 25 日 日本海・九州西広域漁業調整委員会で次期委員会指示を議決

2 新たな委員会指示の内容（報告資料 3 - 3）

1) 日本海・九州西広域漁業調整委員会第 79 号

現在の指示内容を変更し、令和 7 年 4 月 1 日以降の規制措置とする

《主な変更点》

- ・ 指示の有効期間を 2 年間とする
- ・ 個人採捕数量制限の強化（1 尾/人・日 → 1 尾/人・月）
- ・ 遊漁採捕量上限を月毎、等量とする（60 トン/12 月 = 5 トン/月）
- ・ 採捕報告期限を短縮
- ・ 報告する情報の詳細化
- ・ 虚偽報告防止対策の導入

2) くろまぐろ遊漁採捕に関する事前届出に係る指示（案）

遊漁船業者、PB 所有者を新たな規制対象とするため、十分な周知期間が必要との判断で、1) の指示とは切り離し、継続審議されることとなった

3 今後の府の対応等

新たな広域漁業調整委員会指示が公表された際には、速やかに以下の方法により府内遊漁関係者に規制内容を周知

- ・ 府内登録遊漁船業者に対しては、所属組合を通じ、又は個別に指示内容を伝達（電子メール、郵送等）
- ・ 水産事務所 HP に規制内容を掲載、及び水産庁 HP へのリンクを設定
- ・ その他関係団体に対し、会員等への周知を依頼

また、昨年のように府沖合でくろまぐろ大型魚の魚群が形成された際には、海上で委員会指示を周知するとともに、違反が疑われる事案の情報を水産庁に提供する等し、悪質事案の未然防止に努める

〔令和6年11月22日開催 日本海・九州西広域漁業調整委員会資料〕

資料 2-1

広域漁業調整委員会くろまぐろ遊漁専門部会の設置等について

1. 設置の趣旨等について

- (1) 「資源管理の推進のための新たなロードマップ」に基づき、クロマグロ遊漁の管理の高度化を推進していくにあたり、クロマグロ遊漁の管理手法に関し調査審議するため、各広域漁業調整委員会（太平洋、日本海・九州西、瀬戸内海）にくろまぐろ遊漁専門部会を置くこととする（別添参照）。
- (2) 専門部会の委員は、委員会の委員及び農林水産大臣が選任する専門委員の中から、会長が指名する。
- (3) 各広域漁業調整委員会に設置されるくろまぐろ遊漁専門部会の会議は、各海域における共通の議題を取り扱うため合同で開催することができる。合同会議の議事は出席委員全員の一致により決するものとし、その結果は委員会に報告される。委員会は、合同会議の議決を尊重するものとする。

2. 専門部会における審議事項について

- (1) クロマグロ遊漁委員会指示案の検討
 - ・ 時期別採捕数量
 - ・ 報告内容の正確性の確保 等
- (2) 今後のクロマグロ遊漁管理の検討
 - ・ 届出制の導入
 - ・ キャッチアンドリリースの是非 等

3. スケジュールについて

- 令和6年11月：広域漁業調整委員会の開催（専門部会設置の議決）
太平洋広調委（11月18日（月））
日本海・九州西広調委（11月26日（火））
瀬戸内海広調委（11月29日（金））
- 12月中旬：くろまぐろ遊漁専門部会及びくろまぐろ遊漁専門部会合同会議の開催（課題の整理等）
- 令和7年1～2月：くろまぐろ遊漁専門部会合同会議の開催（2回程度開催）
2～3月：広域漁業調整委員会の開催（次期委員会指示等の議決）

(参考)

○漁業法第 156 条で準用する第 137 条 (抄)

- 4 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 5 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

○日本海・九州西広域漁業調整委員会事務規程 (抄)

(専門部会の設置)

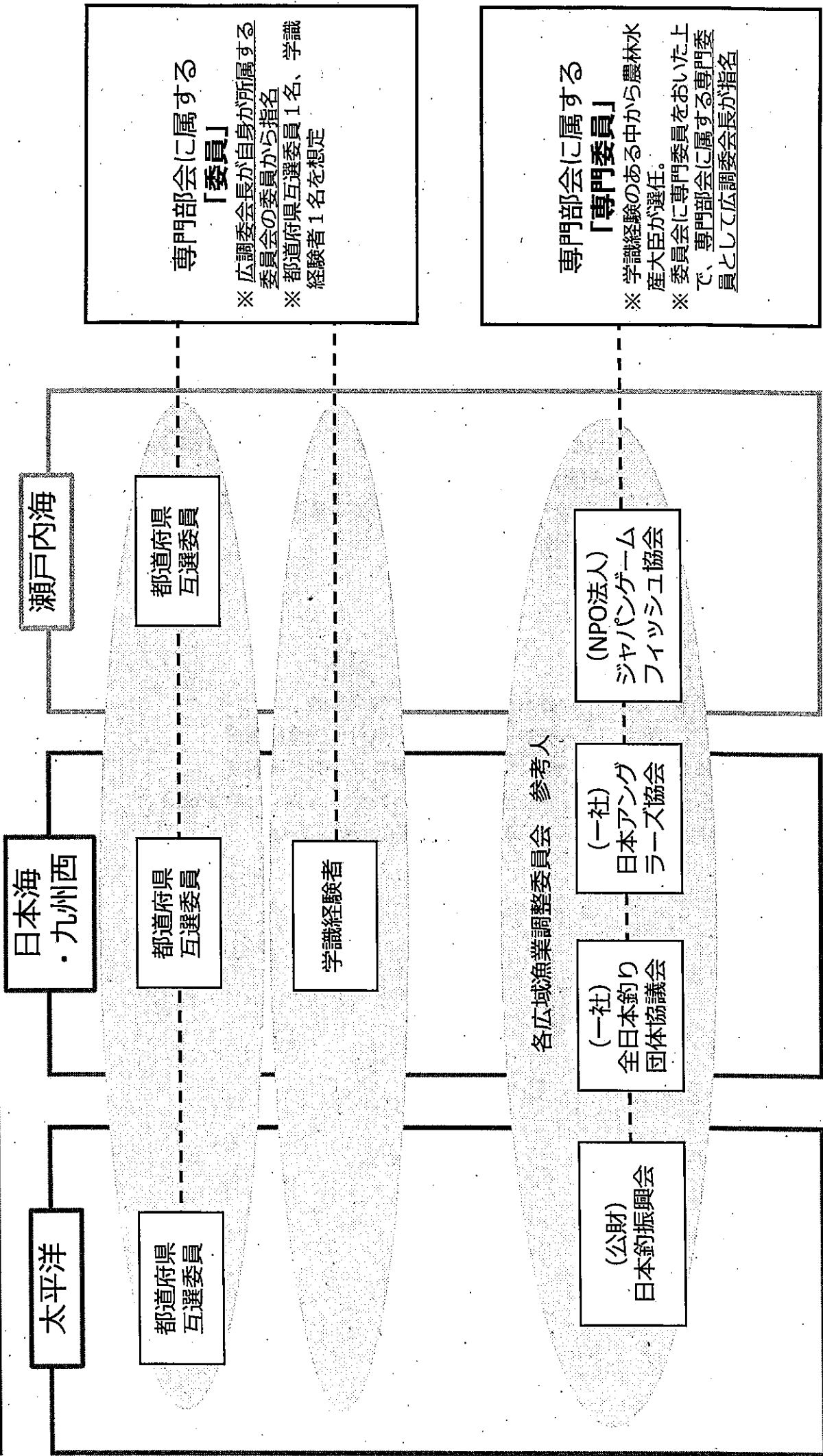
第 15 条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し、調査審議するものとする。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。
- 5 専門部会は、調査審議の結果を、委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

広域漁業調整委員会におけるくまろまぐる遊漁専門部の構成イメージ

別添

○ 各広調委に設置する専門部会の開催は合同で行うことができる。
 ○ 各専門部会に所属する委員はそれぞれ5名（日本海・九州西のみ6名）を想定。合同会議における出席者は計8名を想定。



専門部会に属する「委員」

- ※ 広調委会長が自身が所属する委員会の委員から指名
- ※ 都道府県互選委員 1名、学識経験者 1名を想定

専門部会に属する「専門委員」

- ※ 学識経験のある中から農林水産大臣が選任。
- ※ 委員会に専門委員をおいた上で、専門部会に属する専門委員として広調委会長が指名

広域漁業調整委員会くろまぐる遊漁専門部会合同会議 委員及び専門委員（案）

○委員

氏名	現職	所属
高田 充朗	静岡海区漁業調整委員会委員	太平洋広域漁業調整委員会
田中 栄次	東京海洋大学名誉教授	日本海・九州西広域漁業調整委員会
中島 均	山口県日本海海区漁業調整委員会副会長	日本海・九州西広域漁業調整委員会
岡 修	大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長	瀬戸内海広域漁業調整委員会

○専門委員

氏名	所属
柏瀬 巖	公益財団法人 日本釣振興会
菅原 美德	一般社団法人 全日本釣り団体協議会
桜井 駿	一般社団法人 日本アングラーズ協会
森 聡之	NPO法人 ジャパンゲームフィッシュ協会

専門委員は、全ての広域漁業調整委員会に所属する。

○日本海・九州西広域漁業調整委員会指示9号 新旧対照表(案)

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(4) (略) (5) 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十二年法律第九十九号)第二条第二項に規定する遊漁船をいう。</p>	<p>1 定義 この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)~(4) (略) (新設)</p>
<p>2 くらまぐる(小型魚)の採捕の制限 (略)</p> <p>3 くらまぐる(大型魚)の採捕の制限 (1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくらまぐる(大型魚)を一人毎月一尾を超えて保持してはならない。くらまぐる(大型魚)を保持した者が別のくらまぐる(大型魚)(以下「別個体」という。)を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならぬ。 (制。)</p> <p>(2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会(以下「委員会」という。)会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくらまぐる(大型魚)の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくらまぐるの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくらまぐる(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示する。</p> <p>(3) 遊漁者は、(2)の公示により、くらまぐる(大型魚)の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくらまぐる(大型魚)を採捕してはならない。くらまぐる(大型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。</p>	<p>2 くらまぐる(小型魚)の採捕の制限 (略)</p> <p>3 くらまぐる(大型魚)の採捕の制限 (1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくらまぐる(大型魚)を一人二日あたり一尾を超えて保持してはならない。くらまぐる(大型魚)を保持した者が別のくらまぐる(大型魚)(以下「別個体」という。)を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならぬ。 (2) 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくらまぐる(大型魚)を採捕した場合には、採捕したくらまぐる(大型魚)を陸揚させた日から三日以内に、次の各号に掲げる事項を水産庁資源管理部管理調整課(岩手・遊漁室)に報告しなければならない。 ア 採捕した者の氏名、住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)、電話番号及び電子メールアドレス イ 採捕したくらまぐる(大型魚)の尾数及び重量 ウ 採捕したくらまぐる(大型魚)を陸揚した日 エ 採捕した海域 オ 遊漁船を利用して採捕した場合は、その船名及び登録都府県名 (3) 日本海・九州西広域漁業調整委員会会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくらまぐる(大型魚)の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくらまぐるの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくらまぐる(大型魚)の採捕を禁止する旨、公示する。 (4) 遊漁者は、(3)の公示により、くらまぐる(大型魚)の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくらまぐる(大型魚)を採捕してはならない。くらまぐる(大型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならぬ。</p>
<p>4 報告 (1) 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくらまぐる(大型魚)を採捕した場合には、採捕したくらまぐる(大型魚)を陸揚させた日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならぬ。 ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス イ 採捕したくらまぐる(大型魚)の尾数及び重量(計量方法を含む。) ウ 尾さ長(おんさから尾さまでの長さという。) エ 採捕したくらまぐる(大型魚)を陸揚した日及び陸揚した場所 オ 採捕した海域 カ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都府県名及び遊漁船登録番号 キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済書の番号 (2) (1)の報告を行うに当たっては、採捕したくらまぐる(大型魚)の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであって氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならぬ。</p>	<p>(新設)</p> <p>4 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までとする。</p>
<p>5 指示の有効期間 この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。</p> <p>6 その他 (略)</p>	<p>5 その他 (略)</p>

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号(案)

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十一条第一項の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろの採捕について、次のとおり指示する。

令和七年二月二十五日

日本海・九州西広域漁業調整委員会 会長 田中 栄次

日本海・九州西広域漁業調整委員会による遊漁者のくろまぐろの採捕に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 「遊漁者」 水産動植物を採捕する者であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当しないものをいう。

ア 漁業者が漁業を営む場合

イ 漁業従事者が漁業者のために水産動植物の採捕に従事する場合

ウ 試験研究又は教育実習を行う者がそのために水産動植物を採捕する場合

(2) 「日本海・九州西海域」 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第五十二条第二項及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)第十六条に規定する日本海・九州西海域をいう。

(3) 「くろまぐろ(小型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム未満のものをいう。

(4) 「くろまぐろ(大型魚)」 くろまぐろのうち、三十キログラム以上のものをいう。

(5) 「遊漁船」 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第九十九号)第二条第二項に規定する遊漁船をいう。

2 くろまぐろ(小型魚)の採捕の制限

遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ(小型魚)を採捕してはならない。くろまぐろ(小型魚)を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

3 くろまぐろ(大型魚)の採捕の制限

(1) 遊漁者は、日本海・九州西海域において採捕したくろまぐろ(大型魚)を一人

毎月一尾を超えて保持してはならない。くろまぐろ（大型魚）を保持した者が別のくろまぐろ（大型魚）（以下「別個体」という。）を採捕した場合は、直ちに別個体を海中に放流しなければならない。

(2) 日本海・九州西広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）会長は、日本海・九州西海域における遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕が、漁獲可能量制度に基づくくろまぐろの資源管理の枠組み又は遊漁者による資源管理の取組に支障を来すおそれがあると認めるときは、期間を定め、日本海・九州西海域において遊漁者によるくろまぐろ（大型魚）の採捕を禁止する旨、公示する。

(3) 遊漁者は、(2)の公示により、くろまぐろ（大型魚）の採捕が禁止された期間中は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕してはならない。くろまぐろ（大型魚）を意図せず採捕した場合には、直ちに海中に放流しなければならない。

4 報告

(1) 遊漁者は、日本海・九州西海域においてくろまぐろ（大型魚）を採捕した場合には、採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日から一日以内に、次の各号に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

ア 採捕した者の氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレス

イ 採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾数及び重量（計量方法を含む。）

ウ 尾さ長（ふん端から尾さまでの長さをいう。）

エ 採捕したくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日及び陸揚げした場所

オ 採捕した海域

カ 遊漁船を利用した場合は、その船名、登録都道府県名及び遊漁船登録番号

キ 遊漁船以外の船舶を利用した場合は、その船舶番号又は船舶検査済票の番号

(2) (1)の報告を行うに当たっては、採捕したくろまぐろ（大型魚）の尾さ長が確認できる写真及び採捕した者の運転免許証又はこれに類するものであつて氏名及び住所を証する書類の写しを併せて提出しなければならない。

5 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までとする。

6 その他

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会会長が別に定めるところによる。

